03 美原団地協議会

通常総会の実施　6月21日（木）

美原団地協議会の平成30年通常総会が組合会館2階大会議室で行われた。
総会では、提案された議案のいずれもが、原案どおり可決承認された。
また、今年度は美原団地協議会発足20周年の節目となることから、記念事業として、災害に備えた取組等を実施する予定にしております。

▲堀川会長

「美原団地協議会」では、下記の事業を予定しております。

安全衛生労務管理研修会のご案内

開催日時	11月22日(木)
開催場所	組合会館2階 大会議室

会員企業へは、後日ご案内いたします。

火災予防講習会のご案内

開催日時	12月6日(木)
開催場所	組合会館2階 大会議室

会員企業へは、後日ご案内いたします。

PRINT・・・Next HALF CENTURY・DESIGN
アルプス印刷株式会社
〒591-8001 大阪府堺市北区常磐町3丁20-10
TEL.072-251-0023（代） FAX.072-251-1168

創立48年
連携処理
三阪総合事務所
可 出前相談
堺 市 072-361-3190（代）
大阪市 06-6264-5761（代）
・土地建物測量、登記
・道路里道水路明示、払下
・建築設計、確認申請、開発許可
・不動産鑑定、土壌汚染調査
・農地申請、地目変更
・会社設立、変更登記
・遺言、相続、贈与
・抵当権設定、抹消登記
・税務、弁護士相談

◆ 統合型リゾート（IR）に関する アレ・コレ ◆

autumn column

大阪の街を歩いていると、ほんの十数年前に比べて外国の方の姿を見かける機会が多くなりました。それもそのはず、我が国日本では、2003年から政府主導で観光立国を目指し様々な取り組みを実施しているのです。当初は年間521万人であった訪日観光客数は2017年には2869万人と5.5倍にまで急増しており、さらに2020年には4000万人を目指すとしています。

この訪日観光客数のさらなる増加の起爆剤として期待されている構想のひとつに統合型リゾート（IR）の開発があります。IRとはカジノを中心としてホテルや劇場、パーク、ミュージアム、MICE施設（国際会議場や展示施設等）などを一つの区域に含んだ統合施設のことをいいます。日本の現行法のもとではカジノは違法ですが、IR推進法※1の成立・施行やIR実施法※2の公布によってIR開発が現実味をおびてきています。

世界各地にあるカジノのなかでもアメリカネバダ州（ラスベガス）、マカオ、シンガポールなどが有名ですが、これらを含めてカジノを合法としている国・地域の数は130以上にものぼります。そのなかでも世界一の規模を誇るマカオでは、カジノ等による税収は約940億パタカ（約1兆2700億円：2017年）にのぼっています。同年のマカオの歳出が777億パタカ（1兆500億円）でしたから、歳出の全てをカジノ等の税収で賄うことができたことになります。

また、シンガポールは2005年にカジノが解禁され、その後の2010年にホテルや商業施設を備えた2箇所のIRが開業した比較的新しいIR導入国です。この2箇所のIRの開発では民間投資額約1兆円を実現しており、さらに開業後5年を待たずして国全体の観光客数は6割増、観光収入は9割増と飛躍的な伸びを見せています。

それでは、日本にIRを導入した場合の経済効果はどの程度になると見込まれているのでしょうか。大和総研の調査（平成28年）によりますと、国内に3カ所のIRが設置された場合には、その建設による経済波及効果は約5兆500億円、IR運営による経済波及効果は年間約1兆9800億円と試算されています。このように経済効果の規模は非常に大きく、IRが地域活性化や雇用創出、国や自治体の財政貢献に大きく期待されるのもうなずけます。

しかし、経済効果とは対に語られる問題として「ギャンブル依存症」や「治安の悪化」「マネーロンダリング（資金洗浄）」などがあります。世界のカジノではこれらの問題点に対し、左表のような回避策が実施されています。日本にIRを導入する際には、これらの回避策を参考にしながら十分な配慮のもとで実施されていくことになります。

日本国内に設置されるIRは3箇所といわれており、大阪もIR誘致に立候補しています。大阪はその特徴ある地域性や外国人観光客数の多さ、2025年の万国博覧会の開催、首都一極集中の緩和等の観点から有力候補の筆頭に挙げられています。

IR実施法が公布された現在、IRが現実のものとなる可能性は非常に高いといえるでしょう。そうであれば、IRの利点を最大限に活かしつつも、懸念材料は最小限に回避することで世界屈指の魅力的なIRを建設し日本が観光大国となるための大きな力になることを期待します。そして大阪も万国博覧会とIRのW誘致を実現し、さらなる発展がなされる未来を心待ちにしています。

※1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（2016年12月）
※2 特定複合観光施設区域整備法（2018年7月）

■IRに関する問題点の回避事例

規制対象	内容	回避効果が見込まれる問題
自国民の入場規制	IDカード等による本人確認	ギャンブル依存症
	入場回数の制限	
	入場料の賦課	
	自己申請等に基づく入場禁止・入場回数制限等	
営業規制	厳格な背面調査等に基づく審査を経てカジノ事業を許可	治安悪化 マネーロンダリング